

災害時における八王子市内保育所等の臨時休園等のガイドライン

1 目的

八王子市内の認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業（以下、「保育所等」という。）において、地震、台風、大雪、集中豪雨等の自然災害が発生した場合やその発生が予測される場合（以下、「災害時」という。）に、子ども、保護者及び保育従事者等の安全を守るため、迅速かつ適切に判断・行動することができるよう、臨時休園及び登園自粛要請（以下、「臨時休園等」という。）の決定・判断基準をはじめとした災害時の基本的な対応について、ガイドラインを定めるもの。

2 対象

八王子市内の認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業

（ただし、対象外の施設における本ガイドラインに基づく臨時休園等の判断を妨げるものではない。）

3 基本的な対応方針

保育所等は、保護者が就労等により家庭で保育ができない子どもを保育することを目的とする施設であり、災害時においても、特に、社会基盤を維持する医療・防災等の職業に就く保護者の子どもについては、保育の提供が求められる。

そのため、災害時においても子どもの安全確保を最優先としたうえで、施設及び施設周辺の安全確認と子どもを受け入れるための職員体制の確保に努め、規模を縮小してでも可能な限り開所することを原則とするとともに、全ての保育所等において、使用可能な施設の範囲及び職員体制の確保ができる範囲において、応急保育に対応することとする。

なお、近年は特に、局所的な集中豪雨等に見舞われるケースも増え、広範な市域に点在している市内保育所等においては、施設が所在する地域の個別の状況や子ども、保護者及び保育従事者等の固有の事情を踏まえて対応する必要性が高まっていることから、本ガイドラインは、臨時休園等に関して保育所等における自主的な判断を尊重することを基本とする。

4 臨時休園等の定義

本ガイドラインに基づき判断・決定する臨時休園等については、次のとおりとする。

臨時休園	災害時において、子ども、保護者及び保育従事者等の安全を守るために、緊急的な措置として保育所等の閉所を行うもの。
登園自粛要請	原則開所を前提としつつ、施設が被災して在籍する全児童に対して安全な保育を提供できない又は公共交通機関の運休等により保育従事者が確保できない等のやむを得ない場合に限り、保護者に家庭保育、預かり時間の短縮等を要請するもの。

5 災害時における臨時休園等の決定・判断及び対応

(1) 災害時の対応

災害時の対応としての臨時休園等の決定・判断は、次表「災害の内容に応じた臨時休園等の決定・判断基準」（以下、「基準」という。）を踏まえ、保育所等又は市において行うこととする。

なお、「判断区分」欄にある区分（以下、「判断区分」という。）Aについては、当該災害の内容が発生し次第直ちに決定する（＝自動的に対応する）ものとし、判断区分B及びCについては、保育所等の判断により臨時休園等を行うことができるものとする。この場合、保育所等は指定の様式【別紙1】により市に届出を行うものとする。

また、臨時休園等の決定・判断は、開所日ごとに行うこととする。ただし、建物に甚大な被害がある等長期間にわたり保育の継続が困難であることが見込まれる場合等においては、この限りでない。

災害の内容に応じた臨時休園等の決定・判断基準（A自動的に決定、B・C保育所等にて判断可）

	判断区分	災害の内容	対応	届出	保育所等の所在地	
					土砂災害警戒・洪水浸水想定の区域内【別紙2】	区域外
地震	A	八王子市内で震度6弱以上の揺れを観測	臨時休園	不要	○	○
	C	八王子市内で震度5強以下の揺れで建物等が被災	臨時休園 登園自粛要請	要	○ (承認必要)	○ (承認必要)
台風・大雪・集中豪雨		警戒レベル3（相当）				
	A	八王子市が警戒レベル3「高齢者等避難」を発令	臨時休園	不要	○	
	B	気象庁が大雨警報（土砂災害）・洪水警報・氾濫警戒情報（防災気象情報「警戒レベル3相当」）を発表	臨時休園 登園自粛要請	要	○	
	C	保育所等が必要と判断する場合	臨時休園 登園自粛要請	要		○ (承認必要)
		警戒レベル4（相当）				
	A	八王子市が警戒レベル4「避難指示」を発令	臨時休園	不要	○	
	B	気象庁が土砂災害警戒情報・氾濫危険情報（防災気象情報「警戒レベル4相当」）を発表	臨時休園 登園自粛要請	要	○	
	C	保育所等が必要と判断する場合	臨時休園 登園自粛要請	要		○ (承認必要)
		警戒レベル5（相当）				
	A	八王子市が警戒レベル5「緊急安全確保」を発令	臨時休園	不要	○	○
その他		(上記以外に発生又は発生が予測される災害の場合)				
	C	災害時に保育所等が必要と判断する場合	臨時休園 登園自粛要請	要	○ (承認必要)	○ (承認必要)

(2) 決定・判断のタイミングによる対応パターン

次に掲げるタイミングにおいて、各判断区分に応じて次のとおり対応することとする。

判断区分	0:00～7:30 及び 18:30～24:00	7:30～18:30
A	0:00～7:30 に当該災害が発生した場合、当日は臨時休園とする。 18:30～24:00 に当該災害が発生した場合、翌日は臨時休園とする。	- 直ちに臨時休園となるため、速やかに保護者へお迎え要請を行う。ただし、引き渡し完了するまでは、施設内の安全が確保できる場所で保育を継続する。 - 状況に応じて施設外に避難する。
B C	0:00～7:30 に当該災害が発生した場合、市又は保育所等の決定・判断により、当日臨時休園等とする。 18:30～24:00 に当該災害が発生した場合、市又は保育所等の決定・判断により、翌日臨時休園等とする。	- 登園している子どもがいる場合は、引き渡し完了後に臨時休園となるため、速やかに保護者へお迎え要請を行う。引き渡し完了するまでは、施設内の安全が確保できる場所で保育を継続する。 - 状況に応じて施設外に避難する。

6 決定・判断の流れ（手続き）

(1) 市において臨時休園を決定する場合【主に判断区分Aに該当】

判断区分Aに該当があり、市が臨時休園の決定を行う場合には、速やかに市ホームページ等により情報提供を行う。また、これらの災害の内容以外にも市が臨時休園の決定を行う場合には、同様に速やかに市ホームページ等により情報提供を行うものとする。

(2) 保育所等において臨時休園等を判断する場合

①基準に基づく判断を行う場合【判断区分Bに該当】

保育所等が臨時休園等を判断する場合は、それぞれ掲げる期限（目安）までに指定の様式【別紙1】により市に届出を行うこととし、市は、保育所等から届出があった場合にはこれを直ちに承認・決定したうえで、速やかに市ホームページ等により情報提供を行うこととする。

なお、この場合にも臨時休園等に関する保護者周知は、保育所等において確実にを行うこと。

災害の内容	届出期限（目安）		対象となる施設
	開所時間外	開所中	
気象庁が発表する防災気象情報 - 土砂災害警戒情報・氾濫危険情報（「レベル4相当」） - 大雨警報（土砂災害）・洪水警報・氾濫警戒情報（「レベル3相当」）	判断次第 速やかに	直ちに	土砂災害警戒区域及び浸水洪水想定区域内にある保育所等 【別紙2】

②基準外に判断を行う場合【判断区分Cに該当】

基準に定める災害以外にも、次に例示する災害等が発生又は予測され、保育所等において臨時休園等を行うことが適切であると判断する場合には、指定の様式【別紙1】により市に届出を行うこととする。市は、保育所等から届出があった場合には、その内容を確認したうえで適切と認められる場合には速やかにこれを承認・決定したうえで市ホームページ等により情報提供を行うこととする。

ただし、同届出を開所時間外に行う場合には、保育所等において保護者周知を確実にを行うことを前提として、市の承認・決定を待たずに臨時休園等とすることができる。

（臨時休園等の判断を行う災害等の例示）

- ・ 震度5強以下の地震等により施設が被災して安全な保育の提供が困難である場合
- ・ 大雪等に伴う公共交通機関の運休等により保育士の確保が困難である場合
- ・ 局所的な集中豪雨、内水氾濫等により道路状況等が悪化し保護者による安全な送迎が困難であると見込まれる場合
- ・ その他、災害時対応として臨時休園等とすることを保育所等が必要と判断する場合

7 市の対応

（1）ガイドラインの策定

市は、「災害時における八王子市内保育所等の臨時休園等のガイドライン」を策定し、保育所等に通知したうえで、市ホームページ等において保護者周知を行う。

（2）災害時における対応

市は、次に掲げるタイミングにおいて、各判断区分に応じて市ホームページ等により保育所等の臨時休園等に関する情報提供を行う。

判断区分	0:00～7:30 及び 18:30～24:00	7:30～18:30
A	判断区分Aの災害が発生し次第、速やかに情報提供を行う。 （続報についても、状況の変化等に応じて遅延なく行う） ※ただし、特に、地震（震度6弱以上）による場合は即時対応が困難な可能性が高いため、保育所等においては、市からの情報提供に関わらずガイドラインに基づく対応を行うこと。	
B	開所前6:30 及び開所後20:00	12:00 及び 18:00
C	（状況に応じて対応）	（状況に応じて対応）

（3）公設公営保育園における代替保育の実施について

市において台風、大雪及び集中豪雨による臨時休園を決定する場合（主に判断区分Aの場合）には、公設公営保育園において、社会基盤を維持する医療・防災などの職業に就く保護者への代替保育を実施する。

※震災時の応急保育については、状況に応じて実施を検討する。

8 その他（保育所等における対応等）

- ・ 保育所等は、入園時や園だより等により、適時の保護者周知に努めるものとする。
- ・ 保育所等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。
- ・ 臨時休園にする場合は、保育所等は、施設の入口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。